

陶氏の奉書署判者について

和田秀作

はじめに

陶氏は、早期に分出した周防大内氏の庶家・右田氏の一流である。すなわち、右田弘俊の次男弘賢が周防国吉敷郡陶保(現、山口市)に居住して在名を名乗ったのに始まる。同氏は南北朝期以降に分国の守護代を歴任するなどして地歩を固め、一五世紀半ば以降は大内氏の最有力家臣としての卓越した地位を築いた。その一方で陶氏は、大内氏分国内で最大の在地領主であり、自らの家臣団を編成し、所領支配を行っていた(1)。そういった領主としての陶氏の姿は、史料上の制約もあって十分に解明されているとは言いがたい。

そこで小稿では、陶氏権力を構成する家臣団について考察するための基礎作業として、陶氏家臣が発給した奉書やそれに類する文書(2)に署名している人物(以下、本文中では奉者と呼ぶこととする)を抽出する。あわせてその作業を通じて明らかになったこ

とを指摘しておきたい。

一 陶氏の奉書署判者の概要

陶氏の奉書署判者(奉者)について、署判期間の初見と終見を一覧にしたのが表1で、陶氏当主(3)にどの家が奉者となっているかを苗字別に数値で示したのが表2である。ここからうかがえる特徴を列挙すると以下のようになる。

まず、奉者として苗字の判明する家は二六家、人数は苗字の判明しない者を含めて七四名である。陶氏家臣団の全貌がわかる分限帳のような史料は現存せず、興房く隆房期のものと推測される交名の断簡が四点知られるのみである(4)。それらに記される九九名(延べ一〇二名)の内、表1に登場する人物は三名しかいない。また陶氏家臣として苗字の判明する家は、庶子家の家臣を含めて一二八家に及ぶので、奉者を務める家は二割程度となる。したがっ

て、奉者は陶氏家臣団全体からすれば限られた数の者であり、上層家臣であることが想定される。

次に、奉者の数は隆房期に増大しており、家臣団全体と同じ傾向を示す。これは当該期の史料の残存状況がそれ以前より恵まれていることと比例するが、陶氏の勢力拡大とも無関係ではないであろう。そして時代が降るにしたがい、家臣の本拠地は都濃郡周辺から周防国全体へ、さらに長門国やそれ以外の国へと地域的な広がりを見せる傾向があるが、奉者に限れば地域的な広がりについては評価が難しい。

陶氏奉者の顔触れは時期によつて変遷があるが、ほぼ全ての時期を通じて奉者を務めているのが、伊香鼻、野上、安岡、山崎の各氏である(表2 No.3・15・21・23)。特に伊香賀氏は最大の一三名を数え、「累世仕于陶家」という評価に恥じない(4)。また江良氏や深野氏は陶氏家臣としてほぼ全ての時期で活動が確認できるが、奉者としての活動が検出できない時期がある。そして弘護期まで有力家臣であった安村氏は以降奉者から外れ、弘護期以降に活動が顕著になる毛利氏は、奉者に加わる時期はやや後になる。それでは、陶氏の奉者はどのような身分や階層の者が務めていたのであろうか。

陶氏は、大内氏当主の分身たる「国代官」―守護代を務めて分国

の支配に当たったが、多くの場合さらに自らの腹心を「国役代」―小守護代に任命してその職務を代行させた。周防国では、野上氏が小守護代を世襲し、長門国は江良広慶と安岐盛輔、筑前国は毛利房広の在職がそれぞれ確認できる。彼らは、陶氏の命を受けて所領問題解決の遵行(下地打渡などの強制執行)や軍事指揮権・行賞権などの権限を行使した。表1にはこの小守護代を務めた人物が含まれており(表1 No.1・4・11・26・51・60)、小守護代在職中に奉書署判に加わっていた事例も複数知られる(表1 No.4・26・51・60)。彼らは明らかに陶氏権力の中枢を構成する最有力家臣である。

また、奉者には軍事指揮官として合戦に赴いたり、城将クラスの有力武将としての性格を持つ者もおり(表1 No.47・64・66)、奉者が単なる文官の集団ではなかったことは明らかである。

つまり陶氏の奉者には、行政官僚的な性格が強い、いわゆる奉行人以外の人物も含まれており、奉者の内部には階層差があったことが推測される。

二 陶氏の有力家臣

(二)では、奉者を務めた陶氏の有力家臣の家について概観し、奉者の出自や歴史的な性格を探るための素材を提供することとする。

なお、伊香賀、江良、深野、毛利、安岡、山崎の各氏については『眞史通史』において取り上げているのでそちらを参照されたい。

【安岐氏】本姓は不詳。一五世紀前半の陶盛長と陶盛政のときに長門小守護代を務めた盛輔(表1 No. 4) 以外では、延徳四年(一四九二)に東福寺の得米充米について取次ぎ、礼錢三百文を受け取った藏人(5) や興房・隆房期の交名に名が見える新三がいる。安芸郡山合戦で討死した「秋新右兵衛」もこの家か(6)。

【浅江氏】本姓は不詳。周防国熊毛郡浅江(現、光市)を本貫地とする。管見の限り、奉者を務めた道寿(表1 No. 9) 以外には活動が知られない。陶氏が南北朝以降の本拠地である富田から東へ勢力を伸ばしていく途中で権力中枢に取り込んだ家であろう。

【大楽氏】本姓は不詳。応永十年(一四〇三)の江良広慶請文の宛名として「大楽図書入道」の名が見えるのが、陶氏家臣としての大楽氏の初見であろう(7)。これ以降、奉者を務めた政秀(表1 No. 6) 以外では、長祿二年(一四五九)に陶氏の命により、須々万八幡の役人座配を定めた土佐守(8) や、延徳四年(一四九二)以前に陶弘護息女が石見国の有力国人益田宗兼に嫁いだ際に供奉した八郎兵衛(9) がいる。

【奈良橋氏】本姓は不詳。周防国熊毛郡伊保庄の土豪河内山氏の一族で、同荘内に給地を持つていた(10)。奉者を務めた玄寿(表

1 No. 35) は山口に居住しており、陶氏の「山口定衆」として活動していた(11)。ほかに七郎、玄寿息の新兵衛、厳島合戦で討死した治部丞などがいる(12)。

【温科氏】本姓は藤原か。奉者を務めた秀親(表1 No. 22) や護親(表1 No. 28) 以外には活動例が確認できない。護親は、延徳四年(一四九二)以前に東福寺の申次を務めている(13)。実例から「親」字が通字と考えられ、陶氏家臣温科氏は安芸国安南郡温科(現、広島市)を本貫地とする温科氏と同族の可能性が高い(14)。

【肥留(ひる)氏】本姓は不詳。陶興房・隆房に仕えて、使者や奉者を務めた景忠(表1 No. 39) 以外では、同時期に活動が確認できる備前守がいる。備前守は、天文七年(一五三八)に対馬の宗氏からの使者を興房に取次ぎ、礼として草氈を贈られた(15)。

【宮川氏】本姓は不詳。南北朝から大内氏家臣として散見される宮川氏の庶流と考えられる。陶氏家臣としての活動が確認できるのは一六世紀以降で、奉者を務めた房頼(表1 No. 66) や昌頼(表1 No. 67) 以外に、右衛門尉、善左衛門尉、太郎左衛門尉、市允などが知られる。宮川氏には武将としての姿を伝える例が多く、市允は厳島合戦で自刃した陶晴賢の介錯をしたという(16)。

なお、天文二十三年(一五五四)六月五日の安芸明石口の戦い(折敷畑合戦)で戦死したことで著名な宮川甲斐寺について付言して

おく。甲斐寺は周防牛ヶ峠・生見(現、岩国市美和町)の高森城主岐志通明の孫と伝わり(17)、陶興房・隆房の二代に任せ、永正八年(一五一二)の京都船岡山の戦いをはじめ数々の合戦に参加して

武功をあげた、陶氏の有力武将の一人である。この宮川甲斐守の実名は、一般には「房長」として知られているが、専門家の間では疑問視されていた(18)。この点に関して、周防小松原庄の土豪・石光四郎左衛門に宛てた(年未詳 六月二十三日付)陶氏家臣連署奉書書の奥署判者として、「宮川甲斐守房頼」と記されることが判明する(19)。実例から判断すると、陶氏家臣の宮川氏やその本家と思われる大内氏家臣の宮川氏の通字は「頼」である(20)。したがって、主君・陶興房の偏諱である「房」と通字の「頼」を組み合わせた「房頼」は、わかつてしまえば納得がいく名前といえる。

【安村氏】本姓は藤原と推測され、「家」を通字とする。長祿三年(一二五九)に須々万八幡神主と代官に社役緩怠者の交名注進を命じた陶氏奉書の奉者の一人に「安村因幡守資家」(表1 No. 14)の名が見えるのが、陶氏家臣安村氏の初見であろう(21)。続いて重家(表1 No. 18)と房家(表1 No. 21)も陶弘護の時に奉者を務めた。重家は、文明十三年(一四八二)に弘護が上落した際に供をし、使者として蜷川親元の許へ太刀等を持参したことが知られる(22)。また、彼は延徳四年(一四九二)以前に弘護息女が石見国の有力国

人益田宗兼に嫁いだ際に供奉しており(23)、陶氏の信頼が厚かったと考えられる。これ以降安村氏の名は全く確認できない。

【山田氏】本姓は不詳。文明十七年(一四八五)八月、大郎丸へ神主役相続安堵を伝えた陶氏奉書の奉者の一人に「山田筑後守房頼」(表1 No. 27)の名が見えるのが陶氏家臣山田氏の初見である(24)。源兵衛や新大郎は、延徳四年(一四九二)以前に京夫催促のために得地保に入部しており、源兵衛は同じ頃に陶弘護息女が石見国の有力国人益田宗兼に嫁いだ際に供奉した(25)。興房く隆房期の交名には、与四郎と八郎左の名が見える(26)。

【由利氏】本姓は大中臣。長門国美祢郡大峯の地頭由利氏(27)の庶流と考えられる。陶氏家臣としては、延徳二年(一四九二)六月に奈良橋七郎に周防伊保庄中村内奥安名丑石地の御給所役免除を通知した奉書の奉者を務めた護忠(表1 No. 30)以外には活動例が確認できない。

【渡辺氏】陶氏家臣の渡辺氏には複数の家があるが、その中に嵯峨源氏の流れを汲む家が含まれている。それは、特徴的な一字名乗りによって知ることができ、奉者を務めた尚(表1 No. 24)や照(表1 No. 61)のほか、盛、勝などが該当する。陶氏家臣としての渡辺氏は、「渡辺彦左衛門四郎」が弘護期の文明十一年(一四七九)に坪付を発給したのを初見として、平十郎、掃部助、新三郎、大蔵、与

左衛門尉 彦右衛門尉 源二郎、孫三郎 源三、宗六、包助、右京進、源内、七郎、才寿丸などが、陶氏から所領を与えられ、使者を務めたり、合戦に参加・討死したことが確認できる(28)。なお奉者を務めた照は、陶氏滅亡後に伊香賀氏らと共に出雲日子氏を頼り、堪忍料として米五〇俵の合力を約束された(29)。

三 陶氏の滅亡と江良氏の動向

ここでは、陶氏の最有力家臣の一つである江良氏に注目し、奉者を務めた有力家臣の主家滅亡前後における行動原理を探るための事例を提供してみたい。

まず江良房采(二五二七〜五五、右兵衛尉 丹後守)は、江良氏で最も著名な人物であり、彼に言及した研究も少なくない(30)。安芸国佐西郡の領主の「寄親」であり、元就や安芸国の事情に精通していた房采は、毛利氏との対決に慎重論を唱えたために毛利氏への内通を疑われ、陶氏からの依頼を受けた弘中隆兼によって天文二十四年(一五五五)三月岩国で討たれた(31)。これに対し、房采は実際に毛利氏に内通したのであり、加増を要求したため、その態度に不安を覚えた元就が間者を逆用して内通の事実を陶氏に知らせ、討たせたとする説があり(32)、これが通説的な位置を占めている。

陶氏の奉書署判者について (和田)

そこで以下、この房采の内通と加増要求説がはたして妥当なのかについて検討を加えてみたい。

この説の根拠となっているのは、「江良事」という端書を持つ毛利隆元自筆書状である(33)。年月日、宛名とも書かれていないが、内容から弘治三・四年(一五五七・五八)頃に家臣に宛てたものと考えられる。

この書状において隆元は冒頭で、江良の嘆願について、三百貫与えたのだからこれで我慢するように言い聞かせるべきだと述べている。次に、それでも訴えてきた時は、以下のように言い聞かせよと続ける。①本来は命を取るところを助命して、さらに三百貫を与えた。②これだけでも破格のことなのに、いったいどんな忠節があつてそんな要求をするのか。③当主家の親類・重臣である福原や桂でさえ三百〜四百貫も与えていないのに、江良や毛利与三などの陶氏旧臣に五百貫とか三百貫とか与えることは本来おかしいことだ。注目すべきは、それでも更に訴えてきた時の対処方法を指示した部分である。

江良事、赤左取次候へとも不甲候、取次は房采(江)なと時は誰も候つる間、其方を此儀不申調とも存ましく候、存候共又(赤)不苦候、分別すへく候、

すなわち隆元は、①江良の事を取次ぐようにと赤川元保には命じていない。②一方で江良房采などの時は誰もが取次ぎをした。③そなたが江良の要求を実現できなかったとしても誰も気づかないし、誰かに気づかれても問題はないからそのように心得よ、と述べているのである。「房采なと時は」といった表現は、加増を要求した「江良」と「房采」は別人なのではないかという疑問をいだかせる。これを念頭におくと次のような史料が目に見えらる。

一 彼者之事、江弾江良賢宣と神六半悪に付而、御方之江弾を被取持、引
 立られ候とて、以外氣をわるかり、刺是故に御方之彼者を
 御にくみ候、近比迷惑候。

これは、弘治三・四年(一五五七・五八)頃、毛利隆元が実弟の小早川隆景に宛てた自筆書状の一部である(34)。「江弾」(江良弾正忠賢宣)と「神六」なる人物が不仲であり、隆景が江良賢宣に肩入れしたことが原因で、それを嫌った「彼者」と隆景との関係が悪化したことがわかる。

そしてこれに続く部分では、隆元は毛利氏が「此方之名を上事」になつた防長計略における江良賢宣と神六の貢献度について具体的に言及し、後者を支持する「彼者」を非難している。すなわち、「城督」(35)として須々方に籠城して頑強に抵抗していた賢宣は、

隆景や乃美宗勝の調略を受けて毛利方に寝返ると、須々方を明け渡したただでなくそのまま鹿野や徳地を服従させたので、陶氏本拠地の若山城が落城した。さらに賢宣は先兵として山口に攻め入つたので、高領と姫山の両城も毛利方の手に落ちた。まさに「江弾忠儀は誰よりも随分と存候」と隆元が評価しているとおりの大活躍であつた。

それに対して神六は、毛利氏が宮島において「命を助け候て遣」、「なにの故ともなきに所帯等過分遣置」いたにもかかわらず、「なにの忠節候哉」というありさまであつた。そのうえ「下衆」(防長の大内氏旧臣や地下人)を従わせることもせず、すべてにおいて心がけが悪い神六を「彼者」が引き立てたがるのは、隆元から見れば全くもつて「無曲」なことであつた。

ところでこの「彼者」とは、毛利氏の有力家臣である赤川元保を指している(36)。そして、この赤川の支援を受けた神六とは、賢宣の同族で陶氏旧臣の江良神六のことであつた(37)。

江良神六は、弘治三年(一五五七)三月いよいよ陶氏の本拠地である周防富田を攻略しようとした毛利元就から、富田の地下人を懐柔する役割を期待された陶氏旧臣の一人であつたが(38)、賢宣とは違つて、前述のごとく「なにたる忠節」も尽くさなかつた。

それでは、江良神六が毛利氏にとって何の役にも立っていない

と認識されているにもかかわらず厚遇されたのは何故だろうか。
その理由を考える手掛かりとなるのが次の史料である。

（陶防衛備部）

富田之内屋敷一所深野平右衛門尉相抱候、然者今度御給地付

而、被相究候由無余儀候、定可被及聞召候子細候て、日頼様

御時被遣置候、其趣者、先年祖父深野平左衛門、陶隆房若ク

候時、船岡山以来功者にて候つる間、彼家悉皆并候、吉田（宗室陶高田郡）へ

尼子取懸候砌、天神之尾へ周防衆被成陣替、吉田衆宮之尾を

正月十二日に被切崩は、同刻陶衆三緒鼻江取上雲州衆と大合

戦之時、尼子下野守此方へは深野平左衛門射死候、防雲御弓

矢には無比類戦に候つる、夜中則雲州衆退散候、宮之尾為後

詰天神之尾周防衆被差奇候事、始中終平左衛門行迄候つる

間、其忠儀日頼様不被思召忌、晴賢宮島敗軍之時、江良養子

平左衛門孫にて候つる故、無相違被生捕、江良跡目に被仰付

候、に对此平右衛門は富田之屋敷被遣候、誠少々之儀

申に不足所にて候へ共、願目深く候条、無異儀被遣置候様御

取成、於我等可為悦着候、当時之風に不入申分に候へ共、は

や久敷事に候間、下々若キ衆之無御存知事も可有之候間、貴

所迄申事候、恐々謹言、

（年未詳）

二月晦日

左衛門
隆景(花押影)

（内藤系）

内与三右
まいる

申給へ

これは天正年間頃、小早川隆景が惣国検地の統括責任者でもあつた毛利氏家臣の内藤元栄に宛て、給地の調査に際して深野平右衛門尉が周防富田に持っていた屋敷について、元就が特別な事情で与えたものだからと配慮を求めた書状である(39)。その特別な事情とは、深野平右衛門尉が陶氏家臣深野平左衛門房重の孫、だといふ点であつた。

深野房重は船岡山の戦いに参戦した経歴を持ち、天文九年(二五四〇)には陶隆房(晴賢)に従つて、尼子氏に包囲された毛利氏の安芸郡山城の救援に赴いた。そして翌年正月十三日に行われた郡山合戦における最大の合戦で、房重は毛利勢の後詰をして討死するが、この時一連の軍事行動を主導していた。そこで、房重の忠義を忘れなかつた元就は、江良の養子となつていた房重の孫を厳島合戦で生け捕りにして江良の跡目を継がせてやり、また同じく孫である深野平右衛門尉には富田の屋敷を与えたことがわかる。

とすれば、この史料に見える「江良養子(深野平左衛門孫)」と前述した「神六」と「江良」を同一人物だと考えれば、神六が厳島合戦で助命されただけでなく、過分な所領(三百貫)を毛利氏から

与えられた理由は、恩義のある深野房重の孫であったことによるものだと整美的に理解できるのである(40)。

以上より、毛利氏に増増を要求していた江良とは江良神六(深野房重孫)のことであり、江良房采の毛利氏への内通と増増要求は事実ではない。

次に毛利氏家臣としての江良氏の動向にも触れておく。

江良賢宣(？)一五六九、弾正忠は、大内氏や陶氏が滅亡した年である弘治三年(一五五七)の十二月に対小笠原氏の前線である石見井原城(現、島根県邑南町)に毛利氏家臣井原氏の補佐役として派遣された(41)。その後しばらく動静が確認できないが、永禄十一年(一五六八)頃に桂元親や坂少輔三郎らと共に「江良」が防衛のために赤間関へ派遣されている(42)。しかし、賢宣は永禄十二年(一五六九)十一月頃、筑前立花(現、福岡県新宮町・福岡市)での合戦で討死し、子の愛重に太刀と千疋が毛利輝元から与えられた(43)。

家督を継いだ江良愛重は、永禄十二年(一五七〇)には立花に籠城して働いた家臣の中山宣直の功績に対し、浮米を支給した。この時はまだ未成人であったため、文書は家臣らの連署で出されている(44)。その後元亀三年(一五七二)、龍福寺再興のために同寺近辺の畠を手放すよう命じられた毛利氏家臣の一人に「江良藤兵

衛尉」がいる(45)。さらに天正十一年(一五八三)十月、羽柴秀吉との領界付近の城に在番している者の中に「江良弾正忠」の名前が出てくる(46)。この藤兵衛尉や弾正忠は成人した愛重だと考えられる(47)。

ここで注目されるのは天正十一年正月、江良氏は一所衆を預けられる寄親となっていた点である(48)。毛利氏の寄親は譜代家臣で占められており、他家の旧臣で任された家は数えるほどしかない。大内氏旧臣では内藤、杉、仁保、冷泉、大庭などの各氏が知られる程度である(49)。すなわち江良氏は、内藤氏や杉氏といった大内氏時代に旧主家の陶氏と同格に近かつた家と同じ立場になったのであり、このことは江良氏が毛利氏の直臣として一定の地位を築いていたことの証といえよう。しかしながら、大内氏滅亡後に毛利氏家臣としての活動が確認できる江良氏は、賢宣とその子孫(弾正忠家)のみであった。

なお、永禄年間に陶氏旧臣が牢人の救済を目指して石山本願寺と交渉しようとしていたことを示す史料が残っている(50)。その差出には、野上氏が二名、伊香賀氏が二名、毛利氏が一名連署しているが、そこには江良氏の名前は見えない。毛利氏家臣としての地歩を固めつつあった江良氏は、もはや旧主家の再興運動には加わらず、陶氏とは決別したのである。

おわりに

中世領主としての陶氏は、権力体としての意図を伝える場合、当主名の文書だけではなく、当主の意を奉じた複数の有力家臣が連署した奉書を用いた。陶氏の場合、こういう家中支配機構を一世四世紀末の応永五年（一三九八）には成立させており（51）、これは他の大内氏有力家臣に比べて时期的に最も早い。彼ら奉者は、特定の実務に従事した者を除けば、奉行人及び小守護代などを務める、さらに格の高い「老者」（52）などと呼ばれる宿老から構成されていた。彼らは、時には当主の行動を規制したり、外部に対して当主と共に陶氏権力を代表する場合があった（53）。そして陶氏権力としての意思決定は、当主の独断でなく、有力家臣を加えた合議にもとづいてなされていたと考えられる（54）。このような仕組みとそれを支える存在は、陶氏権力に公儀性をもたらしていたことは言うまでもない。その中心にいたのは、野上氏を筆頭として、伊香賀江良、山崎、安岡、毛利の各氏であった。

以上述べたことを奉者のみならず、奉書の分析を通してより具体的に実証していくことを今後の課題としたい。

註

陶氏の奉書署判者について（和田）

（1）『山口県史 通史編 中世』第四編第一章（和田執筆分。以下『県史 通史』と略記）。以下、陶氏に関する記述は特に断らない限り同書に拠る。

（2）陶氏の意を奉じたことが自明な奉書文言が明記された典型的な奉書以外にも、直接的な奉書文言が明記されなくても複数の家臣が連署して発給した文書を対象とした。

（3）『防長風土注進案 十三卷』三九七頁（以下、『注進案 十三』三九七頁のごとく略記）。「松江八幡宮天文十二年大般若経紙背文書」二三一〜二三三号文書（『山口県史 史料編 中世 4』九四二〜九四四頁）。以下、「松江二二二〜二三三」（『中世 4』九四二〜九四四頁）のごとく略記。

（4）阿川断泥『器之為禪師行巻』下巻（一八九五年）二二頁。

（5）「東福寺文書 四四八号文書」（『大日本古文书家わけ二十 東福寺文書之二』四三九〜四五四頁）。

（6）「房頭覚書」一九（『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』一一二〇頁。以下、房頭一九のごとく略記）。

（7）「閔閔録」卷七一 小野貞右衛門 32号文書。以下、閔七一 小野 32のごとく略記。

（8）『注進案 八』二二三頁。

（9）註5に同じ。

（10）『平生町史』（平生町役場、一九七八年）二六一頁。

- (11) 「中国九州御祓賦帳」(『中世1』五四二頁。「譜録」河内山甚右衛門光通。
- (12) 「山田家文書」一七(『中世3』五九二頁)ほか。
- (13) 註5に同じ。
- (14) 桑田和明「温科氏と大内氏・毛利氏・宗像氏との関係について」(『沖ノ島研究』七、二〇二二年)三〇四頁。
- (15) 「大永享祿之比御状并書状之跡付」(『戦国遺文 大内氏編三』三三〇頁)。
- (16) 房頭三〇。
- (17) 『注進案三』一四〇頁。
- (18) 秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』(吉川弘文館、一九九八年)七二頁ほか。
- (19) 「石光家文書(写)」(山口県文書館所蔵。請求番号は「県史編纂所史料」九一四)。
- (20) 大内氏直臣の宮川(宮河)氏の実名は頼直(「長門国守護代記」(『中世1』六〇七頁)、貞頼(「山口大神宮文書」一(『中世2』九〇八頁)、頼永(「興隆寺文書」一三七(『中世3』三二四頁)である。
- (21) 『注進案八』二二四頁。
- (22) 「蜷川親元日記」文明十三年六月二日条(『中世1』一九二頁)。
- (23) 註5に同じ。
- (24) 「神上神社文書」七(『中世2』二六一頁)。
- (25) 註5に同じ。
- (26) 「松江二二二」(『中世4』九四二頁)。
- (27) 御菌生翁甫『大内氏史研究(復刻版)』(マツノ書店、一九七七年)一一二〜一一三頁。
- (28) 「加藤家文書」(『戦国遺文 大内氏編二』一四〇頁)。「梅霖守龍周防下向日記」(『中世1』四六八頁。房頭一五。『注進案 十五』六九二頁ほか。
- (29) 関二二〇香原1。
- (30) 古くは近藤清石『大内氏実録』(一八九一年)の「列伝十六」でとりあげられているのをはじめとして、『廿日市町史』通史編上(廿日市町、一九八八年)や『鹿野町誌(増補改訂)』(鹿野町、一九九一年)などの所縁の自治体史、及び厳島合戦に言及した毛利氏関係の著作・論考には幅広く登場する。ただし、専論と呼べるものは管見の限り、栗栖赳夫「江良丹後守」(一九五六年)くらいである。
- (31) 房頭三〇。「大内殿滅亡之次第」(『中世1』七四六頁)。
- (32) 渡辺世祐『毛利元就卿伝』(マツノ書店、一九八四年)一九七〜一九九頁。河合正治『安芸毛利一族』(新人物往来社、一九八四年)一八一〜一八二頁ほか。

- (33) 「毛利家文書」七〇九号文書（『大日本古文書家わけ八 毛利家文書之二』四五二～四五三頁）。以下、毛利七〇九のごとく略記。
- (34) 毛利五八四。
- (35) 「大内殿滅亡之次第」（『中世1』七四七頁）。
- (36) 県立広島大学名誉教授の秋山伸隆氏の御教示による。
- (37) 陶氏家臣としての江良神六の名は、興房期以降に散見される（「花岡八幡宮文書」四（『中世2』二九一頁）。「松江」二二二（『中世4』九四三頁）ほか）。
- (38) 関三二赤川9。
- (39) 「御書御判物控一」（山口県文書館所蔵。請求番号は「徳山毛利家文庫」御書御判物控一）。この史料の存在は、県立広島大学名誉教授の秋山伸隆氏に御教示いただいた。
- (40) 「晴賢宮島敗軍之時、江良養子平左衛門孫にて候つる故、無相違被生捕、江良跡目に被仰付候」（御書御判物控、「彼者（江良）事は命を可果候をいかし候て、其上に仕立候て三百貫遣置」（毛利七〇九）、「神六事…（中略）…於宮島も此方こそ命を助ヶ候て遣、于今かゝへ候て、なにご故ともなきに所帯等過分遣置候」（毛利五八四）という記述が対応する。
- (41) 「井原家文書」一五（『中世3』八五九頁）。
- (42) 「迫田家文書」一〇（『下関市史資料編V』六九頁）。
- (43) 『注進案二十』四五七頁。
- (44) 「徳山町人所持之御判物写」（山口県文書館所蔵。請求番号は「毛利家文庫」一二諸臣一四二）。
- (45) 「龍福寺文書」三二（『中世2』九三四頁）。
- (46) 「岩崎家文書」四（『中世3』一九七頁）。
- (47) 江良賢宣の子孫の文書には、永正八年（二五一二）に江良藤兵衛尉へ宛てられた船岡山合戦の感状が含まれている（『注進案二十』四五七頁）。したがって、賢宣の家は、藤兵衛尉から弾正忠へ任官する家であったことがわかる。
- (48) 関一九兒玉18。
- (49) 註（18）所引秋山著書一一四頁。
- (50) 「真継家文書」一六三号文書（『中世鑄物師史料』へ法政大学出版局、一九八九年～一〇六頁）。
- (51) 「神上神社文書」五（『中世2』二六一頁）。
- (52) 『注進案十三』一八六頁。
- (53) 同右。「益田家文書」六一一号文書（『大日本古文書家わけ二十二 益田家文書之三』七八～七九頁）。
- (54) 陶隆房が大内義隆に背くことを決意した際に、野上房忠・江良房栄・伊香賀房明と「隠密ノ謀叛ノ評定」を行い、隠居か殺害かという義隆の処遇も「評定」で決めたと伝わる（「多々良盛衰記」（『中世1』八〇一頁））。

表 1 陶氏奉書署判者一覧

No.	苗字	実名	法名	通称・官職名	署判期間 (←初見～終見→)	備考 (出自/本貫/本拠/履歴等)
1	江良		広慶	太郎入道	←応永5(1398).6.20→	長門豊浦郡? / ←応永8～応永14.9.17→長門小守護代(長門国守護代記、石清水)。
2			親賢		←応永5(1398).6.20→	
3			直方阿		←応永5(1398).6.20→	
4	安岐	盛輔		大炊、大炊助	←永享3(1431).9.15→	←応永18.4.29～永享4.2.13→長門小守護代(正法寺、長門国守護代記)。
5	近藤		妙林	掃部	←永享3(1431).9.15→	
6	大柴	政秀		勇部	←永享3(1431).9.15→	
7	野上	常景		藏人	←永享3(1431).9.15→	周防都濃郡。
8	山崎	盛泰		将監	←永享3(1431).9.15→	周防都濃郡/応仁2.9富田公用米の国衙納入に関与(東大寺)。
9	浅江		道寿	美濃守、美濃入道	←長禄3(1459).1.22→	藤原姓/応仁2.9富田公用米の国衙納入に関与(東大寺)。文明3.11.1益田貞兼への使者(益田)。
10	伊香賀	盛種		伊賀守	←長禄3(1459).1.22→	周防都濃郡/←寛正2.7.24～文正11.12.15→周防小守護代(関150臼杵、興隆寺)。
11	野上	景忠		隠岐守	←長禄3(1459).1.22→	周防吉敷郡。
12	深野	昌勢		土佐守	←長禄3(1459).1.22→	長門豊西郡? / 応仁2.9富田公用米の国衙納入に関与(東大寺)。
13	安岡	重村		和泉守、和泉入道	←長禄3(1459).1.22→	
14	安村	資家		因幡守	←長禄3(1459).1.22→	
15		盛郷		左近将監	←長禄3(1459).1.22→	
16		種宗			←応仁2(1468).9.12→	応仁2.9.12在京(東大寺)。

No.	苗字	実名	法名	通称・官職名	薨判期間 (←初見～終見→)	備考 (出自/本貫/履歴等)
17	野上	景郷		備前守	←応仁2(1468)9.12～文明11(1479)11.25→	周防都濃郡/応仁2.9.12在京(東大寺)。
18	安村	重家		因幡守	←応仁2(1468)9.12～文明4(1472)10.16→	長門豊浦郡? /応仁2.9.當田公用米の国筋納入に 関与(東大寺)。文明4.11.17益田貞兼への使者 (益田)。
19	江良	重信		丹後守	←文明4(1472)10.16→	
20	山崎	秀泰		伊豆守	←文明4(1472)10.16→	
21	安村	房家		藤台衛門尉、河内守	←文明4(1472)10.16～文明11(1479)4.12→	
22	温科	秀親		式部丞	←文明11(1479)11.16→	安芸安南郡?
23	安岡	房郷		新兵衛尉	←文明11(1479)11.16→	長門豊西郡?
24	渡辺	尚		彦左衛門尉	←文明11(1479)11.16→	
25	伊香賀	房資		伊賀守	←文明17(1485)8.18→	藤原姓。
26	野上	護景		左兵衛尉、平兵衛尉	←文明17(1485)8.18→	周防都濃郡/←文明14.8.10～文明18.6.16→周防 小守護代(兄歌、杉隆泰)。
27	山田	房頼		筑後守	←文明17(1485)8.18→	
28	温科	護親		掃部、掃部助	←延徳3(1491)6.25→	安芸安南郡? / [延徳4以前] 申次(東福寺)。
29	安岡	房道		和泉守	←延徳3(1491)6.25→	長門豊西郡?
30	由利	護忠		七郎右衛門尉	←延徳3(1491)6.25→	長門美祢郡。
31	長得				←永正9(1512)3.7→	
32	正木				←永正9(1512)3.7→	
33	山崎				←永正9(1512)3.7→	
34		房高			←享禄5(1532)2.30→	
35	奈良橋		玄寿	和泉入道、沙弥	←享禄5(1532)2.30～天文7(1538)9.16→	河内山氏一族(譜録河内山) / 周防熊毛郡/ 永正 16.12.13山口定兼(譜録河内山)。享禄5山口居 住(中国九州御成願帳)。
36	仁保	真次		新三郎	←享禄5(1532)4.23→	周防吉敷郡/ 庶子家臣。

No.	苗字	実名	法名	通称・官職名	審判期間 (←初見～終見→)	備考 (出自/本貫/本拠/履歴等)
37	伊香賀	歳為		彦三郎	←享禄5(1532)4.23～享禄5(1532)5.28→	藤原姓/庶子家系臣。
38	稻田	長輔		勘解由左衛門尉	←享禄5(1532)4.23～享禄5(1532)5.28→	庶子家系臣。
39	肥留	景忠		惣右衛門尉	←享禄5(1532)7.1→	大永3.12.28興房使者として殿島神社に定灯を献納(房顕覚書)。[天文12以前]陶氏の命で筑前臺屋へ下向(松江八幡宮)。
40		忠■			←享禄5(1532)7.1→	
41	伊香賀	昌貞		左近将監	←天文5(1536)7.10～天文22(1553)8.27→	藤原姓。
42	山崎	房勝		左馬助、伊豆守	←天文7(1538)9.16～弘治2(1566)10.11→	
43	深野	文祝			←[天文12(1543)以前]7.2→	周防吉敷郡/大永3.12.28陶興房使者として殿島神社に定灯を献納(房顕覚書)。天文11.閏3.8陶隆房に棚守房顕進上の巻教御久米を披露(殿島野坂)。
44	伊香賀	護宗		伊賀守	[天文12(1543)以前]	藤原姓/奈良橋玄寿・肥留景忠に指示(松江八幡宮)。
45	深野?	房重		平左衛門尉?	[天文12(1543)以前]	周防吉敷郡?/奈良橋玄寿・肥留景忠に指示(松江八幡宮)。享禄3.10.晦筑前穂波郡合屋荘代官(鼓打三所大権理)? 天文10.1.13安芸郡山合戦で戦死(毛利)?
46	毛利	房述		与三右衛門尉、右衛門尉	[天文12(1543)以前]	大江姓/安芸毛利氏庶流/天文3.11周防岩隈八幡建立の願主(岩隈八幡宮)。

No.	苗字	実名	法名	通称・官職名	審判期間 (←初見～終見→)	備考 (出自/本貫/本拠/履歴等)
47	江良	房栄		右兵衛尉、丹後守	←天文12(1543)6:21～天文23(1554)5:19→	長門豊浦郡?/永正14.10.25生～天文24.3.16没(鹿野町誌、房顕覚書)。[天文20.5頃]「謀叛ノ評定」に参加(多々良盛衰記)。神領衆の「寄親」(房顕覚書)。天文21.6備後へ出陣(湯浅)。備後江田氏攻めの「人隼」(房顕覚書)。
48	安岡	房長		和泉守、沙弥	←天文12(1543)6:21～弘治2(1556)10:11→	長門豊西郡?/天文14.4国防岩隈八幡南方三ヶ郷上幕の主(岩隈八幡宮)。
49	伊香賀	房真		左衛門大夫、对馬守	←天文13(1544)4:14～天文16(1547)5:15→	藤原姓。
50	伊香賀	房隆		散位、右衛門尉、四郎右衛門	←天文13(1544)4:14～天文19(1550)カ10:6→	藤原姓/享禄5.8雷田居住(中国九州御蔵御帳)。
51	野上	房忠		道祖童?、市之允、左兵衛尉、平兵衛尉、隠岐守	←天文16(1547)5:15～弘治2(1556)10:11→	周防都濃郡/←享禄2.9.3～天文18.12.23→周防小守護代(白井、真継)。[天文20.5頃]「謀叛ノ評定」に参加(多々良盛衰記)。天文24.12.13周防熊毛郡伊保庄佐賀村98石・佐波郡富海保46石・佐波郡三田尻58石・都濃郡富田中村13石5斗・長門厚狭郡吉田一方地等代官職(関63栗屋)。弘治3.4.3長府谷の寺で知少の陶輔千代を刺殺し、自刃(房顕覚書)。
52	毛利	房継		掃部允、信濃守	←天文19(1550)5:30～天文23(1554)3:15→	大江姓/安芸毛利氏庶流/天文19.秋佐波郡得地三ヶ村代官辞任(梅葉守龍周防下向日記)。同.9～10山口に邸宅(梅葉守龍周防下向日記)。
53	江良	昌泰		但馬守	←天文19(1550)カ10:6～天文19(1550)12:27→	長門豊浦郡?

陶氏の奉養記録表(1) (採田)

No.	苗字	実名	法名	通称・官職名	審判期間 (←初見～終見→)	備考 (出自/本貫/履歴等)
54	世良			雅楽助	←天文20(1551)12.26→	天文19.12.20薩房の使者として梅森守龍に米一石他を渡し、得地米の勘渡を約す(梅森守龍周防下向日記)。
55	山崎	房泰		左馬助	←天文20(1551)12.26→	
56				左衛門尉	←天文20(1551)12.26→	
57		昌康			←天文21(1552)2.22→	
58		房則			←天文21(1552)7.16→	
59	伊香賀	房明		民部少輔	←天文21(1552)7.16～天文23(1554)5.19→	藤原姓/[天文20.5頃]「謀叛ノ評定」に参加(多々良盛衰記)。天文23.6.21津和野城包圍戦に参戦(児玉採集)。天文24.閏10.18東福寺から折紙錢2貫文受取(東福寺)。
60	毛利	房広		河内守	←天文21(1552)11.22→	大江姓/安芸毛利氏庶流/←天文21.2.22～天文22.7.20→筑前小守護代(石清水、青柳)。
61	渡辺	照		出雲守	←天文22(1553)5.20→	
62	木原	栄子		対馬守	←天文22(1553)5.23→	
63	土肥	寛秀		越中守	←天文22(1553)5.23→	
64	江良	寛宣		弾正忠	←天文23(1554)2.29→	長門豊浦郡?/←天文23.5.19安芸波尾城在城(熊谷、二宮寛書)。←弘治3.3.3周防須々万要書在城(關84規玉)。「すゝまの城督」(大内殿滅亡之次第)。のち毛利氏に仕える。永禄12筑前立花で戦死(注進案)。
65	伊香賀			伊賀守	←天文23(1554)3.15→	藤原姓。
66	宮川	房頼		甲斐守	←天文23(1554)9.5.11 ～[天文23(1554)以前]6.23→	永正8.8.24京都船岡山の戦いで高名(房頼寛書)。天文23.6.5安芸明石口の戦いで戦死(中村)。

No.	苗字	実名	法名	通称・官職名	審判期間 (←初見～終見→)	備考 (出自/本貫/履歴等)
67	宮川	昌頼		伊豆守	←[天文21(1552)～弘治2(1556)]10.24→	弘治3.3毛利氏に服属(関84兎玉)。
68	伊香賀			散位、太郎?	←弘治2(1556)5.5～弘治2(1556)10.11?→	藤原姓。
69	伊香賀			石見守	←弘治2(1556)5.5～弘治2(1556)10.11→	藤原姓/弘治3.8.15長門厚狭郡内末益名12石并山川別府6石足先知行(関160岩武)。
70	毛利	房維		木工助	←弘治2(1556)5.5～[永禄年間]12.13→	大江姓/安芸毛利氏庶流。
71	伊香賀	賢郷		太郎	←[永禄年間]12.13→	藤原姓。
72	伊香賀	房直		宮内少輔	←[永禄年間]12.13→	藤原姓/のち杉氏に仕える(関120香原)。
73	野上	賢令		治部少輔	←[永禄年間]12.13→	周防都濃郡。
74	野上	久増		平太郎	←[永禄年間]12.13→	周防都濃郡。

図 1 陶氏略系図

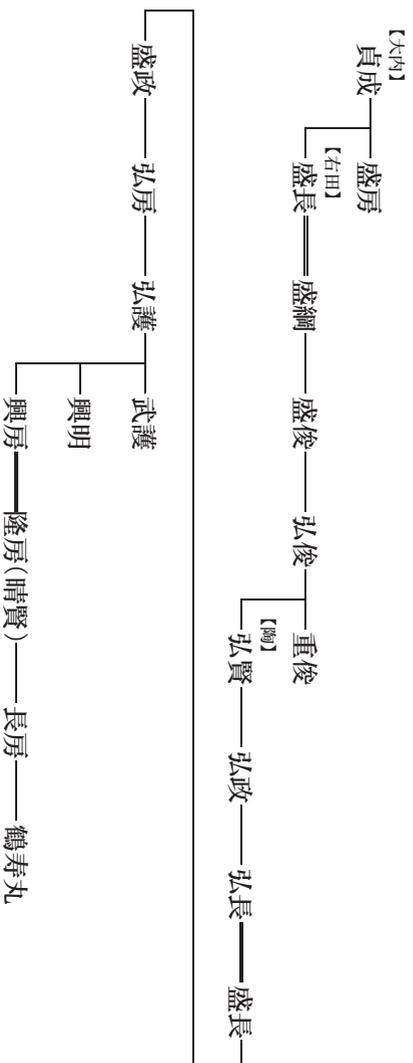


表2 陶氏奉書署判者 (苗字別)

No.	時期 苗字	弘賢～盛長		盛政・弘房		弘護		武護・興明		興房		隆房(備賢)		長房～		計	国	郡	備考 出自/性格
		～1411	1430～1468	1470～1482	1482～1495	1497～1536	1536～1555	1555～											
1	安岐															1			長門小守護代
2	淡江		1													1		熊毛	
3	伊香賀			1				1		2		7		2	13			得地村代官	
4	稻田									1					1			庶子家 臣	
5	江良					1						3			5			長門小守護代	
6	木原											1			1			賀茂	
7	近藤				1										1				
8	世良											1			1			高田	
9	大築				1										1			毛利氏庶流?	
10	土肥											1			1				
11	長得									1					1				
12	奈良橋									1					1			熊毛	
13	仁保														1			伊保庄の土蔵	
14	濫科					1		1							1			防吉敷 仁保氏庶流/庶子家 家臣	
15	野上			2			1		1			1		2	7			防都濃 周防小守護代	
16	肥留									1					1				
17	深野				1					2					3			防吉敷 仁保氏庶流	
18	正木									1					1				
19	宮川											2			2				
20	毛利									1		3			4			高田 毛利氏庶流/筑前小守護代	
21	安岡			1				1				1			4				
22	安村			2				1							3				
23	山崎			1						1		2			5			防都濃 防都濃?	
24	山田														1				
25	由利														1			長美祿	
26	渡辺							1				1			2				
小計		1	12	7	7	6	6	12	23	4	65								
苗字未詳		2	2					2	3	9									
総計		3	14	7	6	14	14	24	26	4	74								

注：備考欄の国・郡は本貫地もしくは本拠地。防…周防、長…長門、芸…安芸の略。